平成２７年（フ）第１０号
和歌山市福島269番地の８　サービス付高齢者向住宅ルピナス瀬藤
破産者　大藪　健二
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
和歌山県岩出市中迫19番地の33
破産者　谷坂　直美
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
山口県宇部市大字川上420番地115、開始決定時の住所山口県宇部市神原町２丁目６番69号
破産者　藤重　秀樹
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１８号
香川県仲多度郡まんのう町造田2131番地３
破産者　宮田　治彦
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１０２号
高知市朝倉東町32番４号　朝倉南横南24号
破産者　吉川　髙仁
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８４号
高知県南国市前浜295番地１
破産者　松下　延昭
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０６号
高知市北高見町17番地１　山崎ハイツ102号
破産者　羽島　正和
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１号
熊本県八代市郡築一番町65―１セジュール拓雅102号室、前住所岐阜県瑞浪市益見町１丁目66番地
破産者　日比野政治
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市安謝２丁目５番２号　ウエスト・コート仲本103
破産者　大城美奈子（旧姓大和）
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７８４号
千葉市稲毛区黒砂３丁目８番22号
破産者　有限会社滝電気
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
岐阜県多治見市笠原町2108番地の11
破産者　有限会社金桝屋酒店
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６５号
岐阜県多治見市末広町36番地　梶浦方、住民票上の住所岐阜県多治見市笠原町2108番地の11
破産者　大岩　重貴
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８２号
岐阜県多治見市大藪町1989番地
破産者　丸一タイル有限会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０５号
岐阜県土岐市妻木町1115番地の５
破産者　株式会社ＴＯＨＮＩＣＨＩＴＥＣＨＮＯ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１６８０号
名古屋市中区栄４丁目16番21号
破産者　株式会社プロフィット
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０２号
千葉県八街市泉台１丁目13番地21
破産者　牛島　昭**德**
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３９７号
東京都青梅市河辺町９丁目４番地の26パピヨン青梅203
破産者　堀合　義尚
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
長野県上伊那郡南箕輪村3667番地１
破産者　株式会社ニダイ精工
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第８４９号
京都市上京区出水通室町東入中出水町401番地１
破産者　株式会社フェアリープラントテクノロジー
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係